

市民総合医療センターでの情報管理の不徹底による個人情報の紛失について

公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区浦舟町4-57）において、以前から病理検査の診断協力を得ていた県外病院勤務のA医師（60歳代、女性）が、複数の病理報告書を院外に持ち出し、移動中に紛失する事故が発生していたことが判明しました。

その後、A医師による自宅や関係箇所の捜索とともに、関係路線や所轄警察署に遺失物届出等を出していますが、現時点では見つかっていない状況です。

市民や患者の皆様の信頼を損ねる事態を引き起こし、誠に申し訳ありませんでした。

1 紛失した個人情報

病理報告書(患者氏名、ID番号、生年月日、病理診断結果) 6名分

2 経過

- 6月8日(木) A医師から当院の病理診断科の責任者であるB医師(50歳代、男性)に対して、症例が豊富である当院の病理情報を閲覧したいとの依頼があり、B医師は必要な手続きをせず承諾した。
- 7月30日(日) A医師が当院に来院。病理診断科のC医師(50歳代、女性)が自らのIDで開いた病理システムをA医師が閲覧するとともに、病理標本の顕微鏡確認を行った。
- 8月11日(金) A医師が当院に来院。前回来院時同様、C医師が開いた病理システムをA医師が閲覧するとともに、病理標本の顕微鏡確認を行った。
- 9月10日(日) A医師が当院に来院し、前回同様にC医師が開いた病理システムを閲覧するとともに、病理標本の顕微鏡確認を行った。この時に、確認したい標本を保管場所から探すため、病理システムから標本番号が印字されている病理報告書6枚を印刷した。A医師は帰る際に病理報告書6枚を他の書類と一緒に自分の紙ファイルに綴じ、鞆に入れて持ち帰った。
- 10月7日(土) A医師は自宅から電車で移動中、鞆の中の紙ファイルに他の書類と一緒に病理報告書が入っていることに気づいたが、個人情報のため、その時は鞆の中にそのまま入れておいた。
- 10月8日(日) A医師は当院に来院した際に、病理報告書が入った紙ファイルごと紛失したことに気づき、7日(土)に立ち寄った関係施設及び、移動に使用した各路線の忘れ物センターに遺失物の問合せをした。
- 10月10日(火) A医師は当院のC医師あてに書類を紛失したことを報告。
- 10月15日(日) A医師は関係府県の所轄警察署に遺失物届出を提出。
- 10月16日(月) A医師は各路線の電車内清掃会社へ問合せをした。紙であればゴミとして処理した可能性が高いとのことであった。

3 原因

- (1) A医師は、病理報告書を院外に持ち出すことはできないと知っていましたが、帰り際に慌てて持ち出してしまいました。また持ち出したことを分かった時点で、すぐに当院の病理診断科へ報告し、シュレッダー処理をするなどの対応をしませんでした。当院のC医師も、A医師の退出時に、A医師が院外に個人情報を持ち出していないか確認をしていませんでした。
- (2) 病理診断科のB医師は、病院のルールである病院情報利用申請書や個人情報保護に関する誓約書の提出など、A医師に対する事務手続きをしていませんでした。またC医師も自分のID、パスワードを使ってログインした状態の病理システムをA医師に使用させていました。

4 患者様への説明・謝罪

個人情報を紛失した患者様全員に対して、C医師、患者様の担当診療科部長及び総務課長で経過説明と謝罪を行い、御了解をいただきました。

5 再発防止策

他病院勤務の協力医師に対する個人情報の取扱いルールを再度、周知徹底するとともに、病理システムについては、印刷機能制限などのシステム改修を実施し、情報管理を徹底します。

お問合せ先
市民総合医療センター 総務課長 齋藤 龍也 Tel 045-253-5302